

○総務省告示第九十四号

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）第八条第一号の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第二百三十五号（スクランブルの方式を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十日

総務大臣 山本 早苗

第一項第三号中「第六章第三節」の下に「及び第四節」を加える。